



第 20 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

令和 3 年 12 月 3 日 開会

令和 3 年 12 月 10 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 3 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
12 月 4 日	土	休 会	休 会
12 月 5 日	日	休 会	休 会
12 月 6 日	月	休 会	休 会
12 月 7 日	火	休 会	休 会
12 月 8 日	水	本会議	一般質問
12 月 9 日	木	本会議	一般質問
12 月 10 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会

黒潮町告示第 93 号

令和 3 年 12 月第 20 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 11 月 26 日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 1 | 期 日 | 令和 3 年 12 月 3 日 |
| 2 | 場 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和3年12月3日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

7番 矢野依伸

8番 矢野昭三

令和3年12月第20回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和3年12月3日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第40号から議案第47号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）
議案第 41 号 黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 42 号 県営土地改良事業換地委員会設置条例の制定について
議案第 43 号 令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 44 号 令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 45 号 令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）
議案第 47 号 令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について

議 事 の 経 過

令和3年12月3日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和3年12月第20回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

初めに、報告第16号から18号までが町長から、報告第19号および20号が監査委員から提出されました。

議席に配布しておりますので、ご確認お願いします。

次に、本日までに受理しました、請願書および陳情書は議席に配布しております文書表のとおりです。陳情第24号を総務教育常任委員会に、陳情第25号および請願第26号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で行動表を配布し、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和3年12月第20回黒潮町議会定例会を招集致しましたところ、何かとご多用のところ、全員ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

9月議会定例会以降の主なものにつきまして、まず、行政報告をさせていただきます。

令和4年度黒潮町予算編成の基本的な考えにつきまして、まず報告致します。

令和4年度の予算編成に当たっては、これまでの事業計画協議等による指示事項に留意しつつ、黒潮町総合戦略の創生基本計画、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4つの基本計画を基に。

1 つ目に、新型コロナウイルス感染症における感染予防の継続とアフターコロナの時代を見据えた経済対策の推進いわゆる反転攻勢施策の充実でございます。

2 つ目に、製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組み、

3 つ目に、妊娠期から子育てまでの包括的な支援体制の強化、

4 つ目に、黒潮町版地域包括ケアシステムの深化による地域社会の構築、

5 つ目に、自ら考え判断し行動できる力、学び続ける力の育成、

6 つ目に、全ての自然災害に対する防災、減災施策の推進、

7 つ目に、移住、定住対策の推進および安全な住宅地の形成、

8 つ目に、高規格道路の早期完成と関連事業の推進、

9つ目に、カーボンニュートラル社会など、SDGsの展開とデジタルトランスフォーメーション活用による新しい時代に対応したまちづくりの推進。

これら9つの重点項目により、住民ニーズに的確、かつスピード感を持って対応できるよう、予算編成を行うこととしております。

また、11月19日に政策の閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策につきましては、引き続き国や県の動向を確認していきながら、町の施策の充実を図ってまいります。

次に、台風第14号に伴う防災対応につきまして報告致します。

9月17日5時6分には、大雨警報、洪水警報が発表され、第1配備体制を取りました。

伊与木川、蛸瀬川ともに水防団待機水位を超過したため、6時には、佐賀分団、田の口分団による警戒監視を行いました。

その後、蛸瀬川が避難判断水位を超過したため、浸水害に対し、7時28分、上田の口、御坊畑、大方橋川、馬荷に避難指示を発令致しました。

その後も、雨は降り続き、8時15分には土砂災害警戒情報が発表され、同時刻、土砂災害の恐れがある、蜷川、口湊川、奥湊川、加持本村、田村、小川、本谷、大屋式、大井川に避難指示を発令し、併せて、浸水害の恐れがあります、鈴を除く佐賀地域にも避難指示を発令、配備体制を第3配備として、災害対策本部を設置致しました。

8時には、蛸瀬川が氾濫危険水位を超過し、8時30分には伊与木川も氾濫危険水位を超過、9時30分には、この日の最高水位の3.29メートルにまで達しました。

鈴地区でも土壌雨量指数が高くなり、土砂災害発生の可能性が極めて高くなっていたため、9時20分には避難指示を発令しました。

今回、避難指示発令地域は39地区、2,242世帯、4,608人で、町が開設した10カ所の避難所への避難者数は21名で、このうち、保健支援センターこぶし、かしま荘、あったかふれあいセンターにしきの広場を福祉避難所として開設し、5名の方の避難がありました。

この間、不破原から伊与喜にかけての国道56号が冠水するなど、町内各地の県道、町道でも冠水があり、各所で一時通行止めとなりました。

また、消防団には、11分団、45名に住民の避難誘導や河川の警戒等に当たっていただきました。

被害状況は、町道への崩土、倒木等11カ所となっており、農業につきましては、県による調査により、被害面積3.1ヘクタール、ハウス1ヘクタールとなっております。

また、林道3カ所でも被害があり、現在は仮の復旧により通行可能となっております。

本災害につきましては、台風が接近する前段での大雨であり、その後の台風接近から通過する翌朝18日明け方までの、長期間での防災対応となりました。

避難所の開設等におきましては、区長さんをはじめ、地域の皆さまには大変お世話になりました。この場をお借り致しましてお礼を申し上げます。

次に、社会資本整備事業の工事進捗（しんちよく）状況につきまして報告致します。

まず、繰越明許としております、上川口郷地区の王迎橋修繕工事につきましては、昨年の12月に発注し、ひび割れ、断面の修復、および橋面の防水、舗装工の修繕を行い、8月に完了しております。

町道大井川馬荷線、湊川線の道路改良工事は、3月末に発注し、9月に完了しております。引き続き、国の補正予算および令和3年度予算において、9月、10月にそれぞれ発注し、来年3月中の完了に向け工事を行っているところでございます。

また、早咲地区の旧国道の町道大方線と現国道とを結ぶ新設道路、町道柳の川線の道路改良工事は、3月に発注し、地盤改良を行い、現在側溝の設置工などを進めており、来年1月の完了予定でございます。

なお、開通は舗装工事完成後となります。

本庁舎西側の桜野団地に入る町道黒潮庁舎線の舗装工事につきましては、7月に発注し、団地入居者が入居する10月初旬には完了しております。

佐賀地域の町道拳ノ川若山線の道路改良工事は、令和3年度予算と合わせて5月に発注し、10月に完了しております。

令和3年度予算において、出口地区の笹山橋修繕工事は10月に発注しており、塗替え塗装工事を、来年3月の完了に向けて進めております。

町道馬荷線、入野駅前支1号線および伊田郷地区の町道坂本長田支1号線の道路改良工事につきましては、今後の発注となり、令和4年度にかけての繰越明許での工事となる予定でございます。

町道不破原藤本線のり面対策工事、および町道ホソ田中角線の道路改良工事は、それぞれ6月、7月に発注し、11月までに完了しております。

また、町道中角熊井線、町道荷稻拳ノ川線の道路改良工事は10月に発注し、来年3月中の完了に向け工事を進めております。

次に、公営住宅桜野団地の完成転居状況につきまして報告致します。

役場本庁西側に昨年度から工事を行ってございました公営住宅が、本年度の9月末に桜野団地という新たな名称のもと、完成致しました。

桜野団地は鉄筋コンクリート造り、2階建て2棟、3階建て3棟の全5棟、22戸となっております。22戸のうち17戸は、耐震改修のできないコンクリートブロック造でありました。その公営住宅万行第1、第2団地ならびに第3団地の方が移転入居致します。

10月より順次移転しており、12月末には移転が完了する予定となっております。

残りの5戸につきましては、10月に一般公募を行ったところ14名の応募がありましたので、入居者選考委員会を開催し入居者を決定致しました。年明けの1月には、全22戸の入居が完了する予定でございます。

次に、第7回地区防災計画シンポジウムおよび黒潮町夜間避難訓練につきまして報告致します。

11月6日に、大方高校体育館を会場に、黒潮町自主防災会の主催により第7回地区防災計画シンポジウムを約170名の参加により実施致しました。

学校の方からは伊与喜小学校、拳ノ川小学校、大方高校、また、子ども会活動として大方児童館から発表がありました。自主防災会からは鈴地区、伊田郷地区、そして、平成30年7月豪雨の被災の経験、復興状況と、そこから発信できる防災として愛媛県松山市高浜地区自主防災連合会より活動等の報告がされました。

午後の7時からは、夜間避難訓練として全地区で緊急地震速報によるシェイクアウト訓練、その後、浸水区域の地区では避難訓練、浸水区域外の地区では避難所開設訓練について行い、約3,100人の住民の皆さんの参加により実施しました。

夜間ということで訓練中の事故が心配されましたが、安全面を考慮した計画により取り組んだ結果、自主防災会や国土交通省、警察、消防、消防団の皆さまのご協力により無事訓練を終えることができました。

今後、地区防災計画シンポジウム、夜間避難訓練とも、検証の上、より充実した内容となるように取り組んでいきたいと考えております。

最後に、コロナ感染症予防とワクチン接種につきまして報告を致します。

つい先日までは、県内、国内において感染状況は落ち着いておりましたが、世界に目を向けてみますと、多くの国々で感染が再拡大しております。

喫緊では、オミクロン株が南アフリカで初めて報告され、政府は11月30日から、全世界の外国人の入国の規制をすることと致しました。しかしながら、オミクロン株の感染者が日本でも確認されたこともあり、より強い警戒が必要な状況でございます。

これまでも、世界の感染が拡大した後、国内での感染が拡大する、という経過がございましたので、今後、国内での第6波に備え、対策が急務となっております。

ワクチンを2回接種した住民の接種率につきましては、11月19日現在で、65歳以上の高齢者が89.5パーセント、12歳から64歳の方につきましては77.0パーセント、町全体では83.1パーセントとなっております。町が目標と定めていました数字を超えている結果となっております。

全国におきましてもワクチン接種が大きく進んでまいりました。しかし、発症予防や重症化予防に高い効果がある一方、時間の経過に伴い予防効果も徐々に低下していくことが報告されております。

3回目のワクチン接種の対象者につきましては、2回のワクチン接種が終了しておおむね8か月を経過した人となっております。まずは、先行して接種しました医療従事者へのワクチン接種を進め、次いで高齢者、そして一般の住民へと接種を進めていきたいと考えております。

以上、行政報告と致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番矢野依伸君、8番矢野昭三君を指名致します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月10日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度黒潮町一般会計補正予算）から、議案第47号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和3年12月第20回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第47号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についてまでの8議案でございます。

議案の内訳は、補正予算の専決処分の承認が2件、条例の制定が1件、条例の改正が1件、補正予算が

4 件の、合計 8 議案となっております。

まず、議案第 40 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、説明させていただきます。

一般会計補正予算の専決処分につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 880 万円を追加し、歳入歳出総額を 111 億 899 万 9,000 円とするものでございます。

9 月に発生しました台風 14 号による被害に対応するため、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 9 月 30 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 41 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令が、令和 3 年 8 月 4 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されることにより、出産育児一時金の増額について改正するものでございます。

次に、議案第 42 号、県営土地改良事業換地委員会設置条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、県営土地改良事業に係る換地処分等に伴う事務委託要綱第 6 条により、加持地区県営土地改良事業に係る換地処分等を行うために、条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第 43 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 2,279 万 5,000 円を追加し、歳入歳出総額を 15 億 2,168 万円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、新型コロナウイルス感染症予防対策の、ワクチン接種などに係る職員の時間外勤務手当の増額によるものでございます。

次に、議案第 44 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 2,007 万 9,000 円を追加し、歳入歳出総額を 18 億 308 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、療養給付費、医療費の増に伴うものでございます。

次に、議案第 45 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、第 4 条予算において、資本的収入の既決の予算に 1,083 万 1,000 円を追加し、総額を 8,710 万 7,000 円とし、資本的支出の既決の予算に 916 万 3,000 円を追加し、総額を 1 億 7,201 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、佐賀生活基盤事業配水管更新工事などに伴う企業債の追加、および高規格道路事業配水管移設工事によるものでございます。

次に、議案第 46 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、説明させていただきます。

一般会計補正予算の専決処分につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 6,445 万 7,000 円を追加し、歳入歳出総額を 111 億 7,345 万 6,000 円とするものでございます。

国の補正予算であります子育て世帯への臨時特別給付金に対応するため、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 11 月 29 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 47 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 5 億 678 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 116 億 8,024 万 2,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、総務費では、コロナワクチン接種に伴う職員の時間外勤務手当や、ふるさと納税寄附金 5 億円の追加に伴う、ふるさと納税寄附金謝礼や、返礼品配送手数料など、2 億 7,864 万 9,000 円の追加。

民生費では、給付対象者の見込み増などによる障害者自立支援給付費、および自立支援医療費の追加などで 7,333 万 5,000 円の追加。

農林水産業費では、水揚げ促進事業補助金 900 万円の追加。

商工費では、佐賀地区工業用地整備事業概略調査の費用など 814 万円の追加。

災害復旧費では、台風 14 号により被害を受けた農業用施設、町道、河川などの復旧費用の 1 億 4,287 万円の追加を計上しております。

これらの歳出に対応するため歳入は、寄附金ならびに国、県支出金、および町債などの特定財源を充当し、基金の繰入金で収支の調整をしております。

説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 40 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、補足説明を致します。

予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算専決第 1 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 880 万円を追加し、総額をそれぞれ 111 億 1,899 万 9,000 円とするものでございます。

台風 14 号による被害に対応するため、9 月 30 日に専決処分を行いましたので、報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきまして、事項別明細書により説明を致します。13 ページ、最後のページをお開きください。

11 款 1 項 1 目、農業用施設災害復旧費、12 節委託料の測量設計委託 880 万円の追加につきましては、農地 4 件、農道 1 件、用排水路 4 件の、土地改良事業連合会への測量設計委託の費用となっております。

工事費等につきましては、補正 4 号に補正計上させていただいておりますが、補助対象災害復旧事業につきましては緊急的に災害査定を受ける必要がありますので、9 月 30 日に専決処分を行い、委託契約の上、測量設計業務に現在当たっております。

歳出の説明は以上でございますが、12 ページへお戻りいただきまして、歳入の事項別明細書をご覧ください。

19 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金 880 万円の追加によりまして、収支の調整を行っているところでございます。

以上で、議案第 40 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは私の方からは、議案第41号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は4ページからになります。

改正理由としましては、令和3年8月4日に、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令が公布をされまして、令和4年1月1日から施行されることから、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

それでは、改正条文につきまして新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の1ページをお開きください。

下線を引いている個所が、改正箇所となっております。

第4条につきまして、出産育児一時金に関する規定をしております。こちらを、40万4,000円だったものを40万8,000円に引き上げるものです。

議案書の5ページにお戻りください。

附則におきまして施行期日を定めておまして、令和4年1月1日からの施行としております。

以上で補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは、議案42号の県営土地改良事業換地員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は6ページ、条例は7ページをご覧ください。

この条例の制定につきましては、加持地区県営土地改良事業に係る換地処分の事務を県営換地事務委託契約で受けており、県営土地改良事業に係る換地処分等に伴う事務を委託する場合において必要な事項を定めている県営土地改良事業に係る換地処分等に伴う事務委託要綱第6条により条例の制定を行うもので、第1条では設置を規定しており、換地区ごとに県営土地改良事業換地委員会を設置するものです。

第2条では、名称を規定しており、委員会を設置する換地区および委員会の名称は、規則で定めることとしております。

第3条では、所掌事務について規定しており、当該換地地区に係る換地計画の啓蒙（けいもう）普及、一次利用指定、換地計画原案、その他換地計画の事務を行い、町長の諮問を受け答申することとしております。

第4条では、組織について規定しており、委員会は委員10人以内をもって組織するもので、委員は、同条第2項の者のうち町長が委嘱するものと規定しています。

第5条では任期について、第6条では委員長および副委員長について、第7条では委任について、それぞれ規定しておりますので、ご確認をお願いします。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは私の方から、議案第43号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は8ページにあります。予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,279万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,168万円とするものです。

補正の主な理由につきましては、コロナワクチン集団接種に伴う町職員の時間外手当等、人件費の増額に伴うものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の3節職員手当の2,279万5,000円の増額につきましては、これまでに行ったコロナワクチン集団接種等業務の実績、また、今後、年度内に計画している接種等に必要な職員手当の所要不足額について計上しているもので、管理職には特別勤務手当として79万5,000円を、一般職には時間外勤務手当として2,200万円を計上しているものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる2,279万5,000円の増額となっております。

以上で、議案第43号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは議案第44号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。予算書は黄色の表紙の予算書となっております。

1ページをお開きください。

この補正予算ですが、既決の予算に歳入歳出それぞれ2,007万9,000円を増額し、総額をそれぞれ18億308万9,000円とするものです。

主な補正内容としましては、保険給付費の増加が見込まれるため、今回増額補正を行うものです。

詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書にてご説明致します。

まず、歳出についてご説明致します。9ページをお開きください。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費の18節負担金補助及び交付金の2,000万円ですが、療養給付費に不足が生じる恐れがあるため、増額をするものです。これは、昨年度はコロナ等による受診控え等もありまして、療養給付費が比較的抑えられておりましたが、本年度上半期の給付状況を対前年比で確認してみると、増加の傾向が確認をされております。

このため、下半期の安定運営のために増額補正を行うものです。

続きまして、8款諸支出金の7万9,000円です。

こちらは、昨年度実施をしました保険事業に関する交付金等の精算によりまして返還金が生じたため、今回計上をするものです。

次に、歳入についてご説明致します。8ページにお戻りください。

4款1項1目、保険給付費等交付金、1節普通交付金の2,000万円の増額ですが、先ほど歳出でご説明しました療養給付費に対する県の交付金となっております。同額が交付をされるものです。

続きまして、6款2項1目1節の7万9,000円につきましては、歳出でご説明致しました返還金につきまして、財政調整基金より繰り入れを行うものです。

以上で、議案第44号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第45号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書の方は、10ページでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第4条予算では、第1款資本的収入の第1項企業債の予算額を1,083万1,000円増額をしまして、合計を4,733万1,000円とするものでございます。

下段の第2款資本的支出につきましては、第1項建設改良費の予算額を916万3,000円増額をしまして、合計を7,316万7,000円とするものでございます。

次に、最後、10ページの補正予算事項別明細書をお開きください。

上段の資本的収入の1項1目、企業債につきましては、佐賀生活基盤事業におきまして配水管更新工事、電磁流量計取り替えおよび滅菌設備更新工事に伴う1,083万1,000円の増額でございます。

下段の資本的支出の1項1目、拡張改良費につきましては、高規格道路事業の工食用道路に支障となります、有井川地区での配水管移設工事分916万3,000円の追加でございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。

今回の資本的収入、企業債および資本的支出の工事請負費の補正予算に伴いまして、1年間の現金の動きを表しましたキャッシュフロー計算書、5ページは、会計期間におけます経営成績を表しました予定損益計算書、および6ページから9ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載をしておりますので、ご確認の方をよろしくお願い致します。

以上で、議案第45号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第46号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算専決処分の承認を求めることについて、補足説明を致します。別冊になります、専決第2号の方をご覧ください。

予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算専決第2号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ6,445万7,000円を追加し、総額をそれぞれ111億7,345万6,000円とするものでございます。

国の補正予算であります18歳までの子育て世帯への臨時特別給付金10万円のうち、15歳までの児童につきまして年内支給を行うことに対応するため、11月29日に専決処分を行いましたので、報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきまして、事項別明細書により説明を致します。

13ページをお開きください。

3款3項2目、児童措置費、1節報酬から12節委託料までは、給付に係る会計年度任用職員の報酬や職員の時間外勤務手当などの人件費、および通信運搬費などの事務経費、システム改修費用を計上しております。

19節扶助費の子育て世帯への臨時特別給付金5,960万円の追加につきましては、9月30日時点で18歳

以下の人口、および10月1日以降出生予定数などによりまして、1,192人分を計上しております。

歳出の説明は以上でございますが、12ページへお戻りをいただきまして、歳入の事項別明細書をご覧ください。

15款1項2目の、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金5,960万円、および事務費補助金458万7,000円の追加によりまして、歳出の財源としているところでございます。

なお、残りの5万円の支給につきましても、クーポンなど支給方法が決まり次第、準備に取り掛かりたいというふうに考えておりますので、同じく専決処分の対応とすることのご了承をお願いを致します。

以上で、議案第46号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第47号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算第4号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ5億678万6,000円を追加し、総額をそれぞれ111億6,824万2,000円（後段で、副町長から「116億8,024万2,000円」に訂正の発言あり）とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為の追加を行い、第4条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。

19ページをお開きください。

まず、2款1項1目、一般管理費、3節職員手当の一般職時間外勤務手当2,200万円の追加につきましては、コロナワクチン接種に伴うもので、全額、交付金の補助対象経費となるものでございます。

12節委託料の、個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備等支援業務委託517万円の追加につきましては、デジタル改革関連法の一環としまして、個人情報保護法が改正をされました。町の個人情報保護条例により運用していたものが、国の個人情報保護法により一本化をされたことに伴う、関連例規の改正、個人情報ファイル簿の整理などの委託業務となっております。

20ページ。

3目財産管理費の10節需用費の修繕料230万7,000円、14節工事請負費の、赤線等に関する工事492万5,000円の追加につきましては、台風14号により被災しました地区内道路、および水路などの工事に対応するものでございます。

14目ふるさと納税、7節報償費のふるさと納税寄附金謝礼1億800万円、11節役務費の返礼品配送手数料6,196万7,000円や、ふるさと納税寄附金受領業務代行手数料5,535万7,000円などの、合計2億3,898万8,000円の追加につきましては、ふるさと納税寄附金5億円の追加を見込みまして、12億円を目標として取り組むものでございます。

21ページ。

15目新型コロナウイルス感染症対策費、18節負担金補助及び交付金の感染拡大防止に係る経済支援交付金474万1,000円の追加につきましては、スポーツツーリズム関連の宿泊事業者や弁当事業者、旅行業者に対しまして、キャンセルとなりました宿泊数などに応じまして交付金により支援を行うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費は、22ページの、7目障がい者自立支援費、19節扶助費の障がい者自立支援給付費4,143万円、および自立支援医療費1,261万円の追加につきましては、これまでの実績によりまして、給付対象者の見込み増などによるものでございます。

22 節償還金利息及び割引料 494 万 2,000 円の追加につきましては、前年度の障がい者医療費関係補助金などの額の確定による返還金を計上しております。

23 ページ。

2 項 3 目、児童福祉施設費、17 節備品購入費の厨房機器 409 万 3,000 円の追加につきましては、職員の退職減を機に、中央保育所を民間委託とすることによりまして、4 つの全保育所におきましてご飯も提供する完全給食とすることに伴いまして、スチームコンベクションや炊飯機器などの整備を行うものでございます。

24 ページ。

6 款 3 項 2 目、水産振興費、18 節負担金補助及び交付金の水揚げ促進事業補助金 900 万円の追加につきましては、長引くコロナ禍の漁業支援策としまして、全魚種においてさらに 1 パーセントの上積みを行うものでございます。

7 款 1 項 2 目、商工振興費、12 節委託料の佐賀地区工業用地整備事業概略調査委託 363 万円の追加につきましては、県の 2 分の 1 の補助を活用し、企業、工場等の移転、あるいは誘致に関する土地の立地条件等を事前に調査するものでございます。

次に、9 款 1 項、25 ページとなります。1 目常備消防費、18 節負担金補助及び交付金の、幡多中央消防組合黒潮消防署分担金 858 万 4,000 円の減額につきましては、人事異動による人件費の減によるものでございます。

11 款 1 項 1 目、農業用施設災害復旧費、14 節工事請負費の農地災害復旧工事 1,720 万円の追加につきましては、町内全域におきまして、21 件分の農地の工事費用となっております。

農業用施設災害復旧工事 4,060 万円の追加につきましても、農道や排水路 20 件の工事費用となっております。

国営ヤモウチ団地調整池浚渫工事 3,000 万円の追加につきましては、団地下流にあります地区内排水路の越流を防止するための浚渫となっております。

26 ページ。

2 目林道施設災害復旧費、14 節工事請負費の林道施設災害復旧工事 250 万円の追加につきましても、伊与喜地区の林道ヒジヤ谷線などの工事費用でございます。

2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費、14 節工事請負費の公共災害復旧事業工事 5,257 万円の追加につきましては、道路 2 件、河川 8 件の工事費用となっております。

歳出の説明は以上でございますが、続いて、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。

15 ページにお戻りください。

15 款国庫支出金、16 ページの 16 款県支出金などにつきましては、説明欄の記載のとおり、歳出のそれぞれの事業に対する分担金、ならびに手数料、補助金を見込んでいるところでございます。

16 ページから 17 ページの、18 款寄附金のふるさと納税寄附金 5 億円の増額につきましては、返礼品のカツオのたたきなどが継続的に伸びていることから、さらに増額を見込んだものでございます。

19 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金 365 万 4,000 円、2 目減債基金繰入金 1 億円、5 目ふるさと納税基金繰入金 1 億円の減額によりまして、収支の調整を行っているところでございます。

21 款 5 項 4 目、過年度収入の後期高齢者医療広域連合医療給付負担金返還金過年度分 901 万 7,000 円の追加につきましては、昨年度の清算によりまして、払い過ぎ分の返還となっております。

18 ページ。

22 款町債は、8,810 万円の増額をするもので、説明欄の記載のとおり、充当するものでございます。

次に、9 ページにお戻りをいただきまして、第 2 表明許繰越費をご覧ください。

最近の入札におきましては、国、県の工事発注が多くございまして、落札がなく不調になることが多くなっております。

繰り越しの要因としましては、入札不調になったことによる繰り越しと、今後、入札不調を避けるために、来年度 4 月以降の完成としまして工期を長く取るなどの対策をすることによる明許繰越となっております。

続きまして、10 ページの第 3 表債務負担行為をご覧ください。

佐川町に建設予定であります管理型最終処分場の整備工事費約 100 億円のうち、市町村負担金は 44 億 3,000 万円となっております。

黒潮町分は、人口割で 4,304 万 1,000 円となっております。そのうち、市町村振興基金より 1,941 万円の充当を行いますので、残り 2,363 万 1,000 円を、完成予定の令和 6 年度までの分割で支出していくこととなります。

なお、事業進捗（しんちょく）によりまして契約的事項が発生するとのことで、県内の市町村が 12 月議会において債務負担を行うものでございます。

次に、第 4 表地方債補正をご覧ください。

この地方債補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 13 億 8,521 万 3,000 円を、補正後は 14 億 7,331 万 3,000 円とするもので、その他起債の方法、利率には変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 18 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 47 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10 時 20 分まで休憩します。

休 憩 10 時 03 分

再 開 10 時 20 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長から発言を求められております。

これを許します。

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

先ほど、自分の方の補足説明の部分でございますが、一般会計の補正予算の 4 号の総額の部分でございます。

総額を、それぞれ 116 億 8,024 万 2,000 円というところをですね、111 億というふうには発言をしたようですけども、正解は 116 億 8,024 万 2,000 円ということで、おわびをして訂正を致します。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

これで、副町長の発言を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度黒潮町一般会計補正予算）の質疑を行います。

本案についての質疑は分割して行います。

第1表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

歳入のうち、19款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を行います。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を行います。

これで、議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号、県営土地改良事業換地委員会設置条例の制定についての質疑はありませんか。

澳本君。

13番（澳本哲也君）

これ、加持地区ということで聞きましたけども、実際、圃場（ほじょう）整備がまだ残ってるのかどうか。

まず、お願いします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

加持地区の圃場（ほじょう）整備を、今計画しています。

今年やってまして、来年から工事に掛かる予定になってます。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

7 ページですけど、歳出のところですが。

どこかで言ったかもしれませんがね、この給与等集中処理費の2,200万ですが、何人の方が該当するかを教えてくださいんですけど。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

宮地議員の質問にお答えします。

ちょっと人数について、少し把握しておりません。

ただ、業務にかかわる職員全員の今までの実績、それらを集計しまして、実績によって月々の所要額を確認しまして計算しまして、それを今度、1月、2月、3月、それらに同等の金額を所要額として判断しましてですね、今度の所要額の金額を定めているものでございまして、かかわる人数は各集団接種にかかわる人数で非常に膨大にはなりますけれども、ちょっと人数としては把握してないのが現状です。

申し訳ないですが、そういう説明させていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

分からなければ構わなかったんですけど。

たくさんの方が、私たち接種したときにかかわってくれたなと思って、時間外手当はあるんですかとかかって聞いてたんですよ。だから、やっぱりそういう労働に対しては手当がないといかんなと思ってましたから。

じゃあ、あそこにかかわった方には、この役場の規定に応じて支払われると。時間数によって、本人によって、いろいろと違うと思います。

そういうふうに捉えてよろしいんですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

そのとおりだと思います。

基本的には、職員それぞれ時間外手当というのが給与の額によって違います。

それは、そのかかわる人数によってそれぞれ計算して、かかわる人数。それを集計したもので今回計上をしておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありません

か。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第45号の質疑を終わります。

次の、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度黒潮町一般会計補正予算)の質疑は分割して行います。

第1表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

歳入のうち、15款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、議案第46号の質疑を終わります。

次の、議案第47号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第1表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

歳入のうち、13款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、13款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、14款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、14款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、15款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、15款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、16款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、16 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、18 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、19 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、21 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、22 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、22 款の質疑を終わります。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

濱村君。

5 番 (濱村美香君)

3 目の児童福祉施設費、その中の 17 節の備品購入費の所の説明で、副町長の説明の方で中央保育所の給食について民間委託をするというお言葉がありましたけども、そのことについて質問させていただきます。

いつから実施ということか。

あと、保護者への説明はどのように行われていますか、ということで。

説明あったかもしれませんが、お願い致します。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは濱村議員のご質問にお答え致します。

いつから実施ということにつきましては、令和 4 年の 4 月から実施を計画しております。

それから、中央保育所への保護者の皆さんにつきましてはの説明でございますが、9 月に、中央保育所の保護者の役員の方に集まってお話をさせていただきました。

その後、このコロナ禍でございますので一斉に集めてということではできないので、文書による周知を行わせていただきました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

その際に、保護者からも出た意見もあったと思うんですけど、特に反対をする意見であるとか不安に思う点とか、そういう意見はありましたでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

再質問にお答え致します。

保護者の皆さんの方からは、特に不安というような言葉はございませんでした。

給食につきまして、今まで、3歳、4歳、5歳の皆さんにつきましては、自宅の方からお弁当箱にご飯を詰めて持ってきていただいて、それを食べていただいておりますけれども、それを全て保育所の給食の調理場でご飯を炊いて提供するというので、説明をさせていただいております。

それには賛同はいただいております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

説明が少しはあったかもしれませんが、民間委託になった経緯と、これから先、ほかの保育所についても進めていく計画があるのか。すみません。

まず、その民間委託になった経緯をもう一度聞かせていただきたいと思います。

それと、質の確保ができるのかというところ。

その2点、お願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、民間委託になった経緯についてでございます。

このことにつきましては、調理員の退職に伴いまして、今度、令和4年の3月に退職する調理員さんが3名ございまして、その3名の部分の補充ということについては民間委託ということで実施するという事にしました。

その前提と致しましては、給食の安全と、それから衛生の、それから栄養面の質の確保。これを前提として進めるということで、それらを満たす業者をこれから選定してですね、取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

その、少し経緯がありましたけども、民間委託しなきゃならない。民間委託したら安全になるとか安心だとか、いろいろ言われましたけど。

わざわざ民間委託をどうしてもするという理由とですね。もう一度ね。

それから、私たち議員には、何か今初めて聞いたような、寝耳に水だったように思うんですけども。何か文書報告とか、説明とかあったんでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

民間委託になる経緯につきましては、職員の退職不補充ということのを労使の間で決めておりまして、そこで業務の合理化も含めまして不補充ということにしました。

その不補充に伴いまして、調理員の不足が生じます。そこで、まず中央保育所の方から進めていって、それから順次、町内の保育所の調理の民間委託を進めてまいりたいと思います。

で、議会の皆さんにつきましては、今回、説明するのが初めてでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

いろんなね、経費を節約するとかありましたけども、そういうことのほかに、やっぱり安全、安心といえますか、そういうことが一番だと思うんですけども。

民間委託にした方が、現在よりそうなるという、何か理由があります。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

民間とそれから公的な部分のことの比較ということではありません。

要は、その退職不補充ということで、それに伴いまして、しっかり給食面の安全と、それから衛生面と、それから栄養面の質が、向上が図られるということが条件として委託をするものでございます。

ですから、公的によるものが劣っているということではございません。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

6 番（山本久夫君）

民間になったけんって、心配はしてないんですけど。

ただ、行政の中で新しい課を設置するとかいうのは別にかまんと思うんですけど、その行政機構がちよっと変わってしまうとき。特に直営から民間に変わる場合は大きな変化なわけですから、そのへんはやっぱり前もってですね、そういう動きがあるのであれば、前回の定例議会でもええし全員協議会でもいいから、ちょっとした説明をやっぱりしていただいたいちよった方が議会の方も混乱せんし、唐突に出てこら

れたら、変な誤解を招いたりするわけですので。

今後、そういう機構改革の中でも特にそういう、すごい180度変わる場合には少し、前もって協議なり報告をしてもらえるように今からしていただけますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

議員おっしゃるとおりで、機構改革とか大きい組織の問題につきましては、今回につきましては、この場で初めての説明になって遅くなったこと、まずおわびします。

今後は、こういう大きな機構の改構についてはできるだけ早く、いろんなこととの協議に調整もごきますけれど、ほぼ整った段階でできる限り早く議会にも協議、報告するように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

池内君。

2番（池内弘道君）

委託料のボチの2番目、佐賀地区工業用地整備事業概略調査委託とありますが、副町長の説明で、移転先とか誘致を目的にしてこの委託をするということですが。

場所とか規模、ほんで、その移転とか誘致。これまでにそのような企業の話があったのかどうか。

ちょっと説明してください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、ご質問にお答えしたいと思います。

この件に関しては、特にまだ具体的に、どの場所にどの企業がというふうなレベルではございません。

今後、佐賀地域の将来のまちづくりのあるべき姿をこれから描いていかなければならないと思っておりますけれど、そういうときに、一つの課題として、そういう仕事のできる産業の場、あるいは将来、大規模災

害のことも考えた場合の産業の実施する場所。そういうものがどういうところに可能かということ进行调查した、調査の中の本当に基礎的な調査になろうかと思えますけれど。そういうものを実施する予定の予算でございます。

議長（小松孝年君）

池内君。

2番（池内弘道君）

分かりました。

ある程度、そしたら委託される業者の方とかの選定とかも決められてるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしたいと思います。

ただ今、予算を議会の方に提案させていただいている段階でございます。議決いただきましたら、正式の契約につながる手順により進めてまいりたいと思っております。

まだ、どの業者とかいうことは当然、決まっておるわけではございません。

議長（小松孝年君）

池内君。

2番（池内弘道君）

説明の中でもありましたが、まだ大まかな概略も今からということですが。

大体のその場所とか規模とかも分からないまま、こういう委託を掛けるということに対しまして、ある程度のやっぱり構想は要ると思えますが。

全くゼロからこういうのを始めるということは少し、ちょっと考えにくいですが、ある程度のその考えがあれば教えていただきたいのですが。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思えます。

予算を提案する段階での構想的には、そういう場所が幾つかありまして。

ただ、それが本当に適しているかどうか。それはやはり専門的な知見の下に決めていかなければなりませんので、当然予算を要求する段階の予算の基礎となる個所、それはやはり佐賀地域の周辺になろうかと思うんですけど。そういう所に何カ所かですね、予算を計上する資料としてはつくっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

7款。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11 款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

次に、第 2 表繰越明許費についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表についての質疑を終わります。

次に、第 3 表債務負担行為補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第 3 表についての質疑を終わります。

次に、第 4 表地方債補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第 4 表についての質疑を終わります。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議案第 40 号から議案第 47 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

散会時間 10 時 45 分